

グループウェア導入業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

志布志市役所 総合政策課

【目次】

第1	業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	業務名	
2	目的	
3	業務内容	
4	委託期間	
5	提案上限額	
第2	応募に関する事項・・・・・・・・	3
1	参加資格	
2	スケジュール	
3	参加申込書の提出	
4	質疑および回答	
5	企画提案書などの提出	
6	企画提案書などの作成	
第3	提案評価に関する事項・・・・・・・・	7
1	選考方法	
第4	契約の締結・・・・・・・・	8
第5	その他・・・・・・・・	8
別表	評価基準表・・・・・・・・	9

第1 業務の概要

1 業務名

グループウェア導入業務委託

2 目的

本業務は、優れたグループウェアシステムを導入し、情報共有の迅速化、プロジェクト管理の効率化など組織体制の強化を図るとともに、セキュリティの向上とデータ管理の一元化により、組織全体の生産性の向上を目的とする。

また、現在使用するグループウェアのサービス終了時期である令和8年3月末日までに、確実かつ容易なデータ移行が可能であり、ユーザーが直感的で使いやすいUI/UXであるシステムを採用するものとする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

3 業務内容

【別紙】「グループウェア導入業務委託」仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 提案上限額

本業務に係る費用の合計額は、6,127,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む。）。この合計額を超えた提案は、無効とする。

第2 応募に関する事項

1 参加資格

次の条件のいずれにも該当し、志布志市において実施するプレゼンテーション等に参加できるものとする。

- (1) 志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）第3条第1項に規定する入札参加資格を認められている者（以下、法人等）であること。なお、公募開始時点で認定されていない場合は、参加申込書の提出までに認定を受けること。

- (2) 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- (7) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- ※(2)～(7)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2 スケジュール

項目	日程	備考
公募の開始	令和 7 年 7 月 23 日（水）	市ホームページ掲載
質問の受付	令和 7 年 7 月 23 日（水）～ 令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 5 時	
質問の回答	令和 7 年 8 月 1 日（金）まで	順次、市ホームページへ掲載
参加申込	令和 7 年 7 月 23 日（水）～ 令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時	直接持参又は郵送（必着）
企画提案書等の提出	令和 7 年 8 月 5 日（火）～ 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時	直接持参又は郵送（必着）
プレゼンテーション・審査	令和 7 年 8 月 28 日（木）	時間等詳細は電子メールにて通知

結果通知	令和 7 年 9 月 16 日（火）（予定）	
契約締結	令和 7 年 9 月中	

3 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）から 8 月 4 日（月）（必着）
 なお、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。
 ※書類の不備による再提出及び修正含む。

(2) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出しなければならない。
 ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
 イ 法人の概要、役員・社員名簿（任意様式）
 ウ 定款（写し可）
 エ 法人登記履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内の原本に限る。）
 オ 決算書（直近 1 期分）
 カ 法人税及び消費税及地方消費税に未納額のない証明（税務署発行）
 キ 受注実績調書
 ク 会社概要調書
 ケ 各種資格を証明する書類

(3) 参加申込書類等の提出方法

上記提出書類について、直接持参又は郵送により志布志市総合政策課 D X ・広報グループへ提出すること。

(4) 提出先

志布志市役所 総合政策課 D X ・広報グループ
 〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志 2 丁目 1 番 1 号

(5) 参加資格確認通知

参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合には、電子メールにより通知する。
 なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(6) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式第 4 号）を総合政策課へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送して提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

4 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）を電子メールにより提出すること。電子メールによる質問書以外での質問（メール本文内での質問、電話での問い合わせ等）については、一切回答しないものとする。

(1) 質問書の受付

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 5 時まで

イ 質問の送付先

志布志市 総合政策課 D X ・広報グループ

E-mail: dxkouhou1@city.shibushi.lg.jp

なお、件名は「グループウェア導入業務委託質問書の送付について」とすること。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 1 日（金）までに順次志布志市のホームページへ掲載する。

5 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を直接持参又は郵送により提出すること。

なお、提案は 1 者につき 1 つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提出書（様式第 2 号）	1 部
2. 企画提案書（任意の様式）	9 部
3. 【別紙 1】機能要件一覧表	9 部
4. 企画提案書の電子データ（CD-R または DVD-R）	1 枚
5. 見積書（様式第 3 号）	1 部
6. 費用見積明細書（構築費用）（様式第 6 号）	1 部
7. 費用見積明細書（令和 8 年度以降保守費用）（様式第 7 号）	1 部

(2) 提案書などの提出

ア 提出期間

令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 8 月 20 日（水）（必着）

なお、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

イ 提出場所

志布志市役所 総合政策課DX・広報グループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目1番1号

6 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(2) 見積書の作成

ア 見積金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

イ 見積金額の算定基礎（ライセンス費、導入役務、運用支援、研修費、サーバー利用料など、本業務にかかるすべての費用の合計を費用見積明細書（構築費用）（様式第6号）に記載すること。ただし、構築費用の合計金額は、6,127,000円以内（消費税および地方消費税を含む）とする。

ウ 次年度以降の単年度のサービス利用・保守費用にかかるすべての費用を費用見積明細書（次年度以降保守費用）（様式第7号）に記載すること。

第3 提案評価に関する事項

1 選考方法

選考は、志布志市プロポーザル方式実施規程に定める評価会（以下「評価会」という。）が提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。

その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。プレゼンテーションの時間は40分以内で、その後質疑応答（15分程度）を行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施は、令和7年8月28日（木）を予定しているが、時間等の詳細は8月20日（水）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。

(1) 評価

ア 評価は、別記1「評価基準表」により行うものとする。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が上位の者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の受託候補者として決定する。

ウ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

エ 評価会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

オ 参加事業者が1 者の場合も審査は実施し、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。

(2) 選考結果

選考結果は、令和7 年9 月16 日（火）（予定）以降、プレゼンテーションに参加した参加事業者に電子メールで通知し、市ホームページで公開するものとする。

(3) その他

プレゼンテーションにおいて、対面または非対面（オンライン）どちらでも対応可能とする。

対面時に、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、志布志市総合政策課DX・広報グループに事前に連絡すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

非対面（オンライン）時は、Microsoft Teams を使用するものとし、本市よりインビテーションを電子メールにて送付する。

第4 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務内容について協議を行い、詳細が確定した上、契約の締結を行う。
- (2) 受託候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受託候補者として契約締結の交渉を行う。

第5 その他

- (1) プレゼンテーションの参加者が資料作成等に要した費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合、又は参加辞退届出書の提出があった場合は、参加資格を失う。
- (3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の返却はしない。
なお、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。
- (6) 本要項に定めのない事項については、協議の上、決定する。

(別記 1) 評価基準表

評価項目		評価内容	配点					
全体評価	経営規模及び信頼性	事業所としての経営規模、履行能力が十分であるか。	5					
	同種又は類似業務の受注実績	国及び地方自治体における同種又は類似業務の受注実績は十分にあるか。	10					
提案項目・機能評価	業務の理解や提案の実現性	本市の業務委託の目的等を理解しており、明確かつ具体的な提案がなされているか。	10					
		提案書は分かりやすく説得力があり、実現可能な提案がなされているか。	10					
	機能追加の考え方	本市の要求事項以外に、友好的独自機能の追加など柔軟性があるか。	20					
	システムの説明	企画提案書の内容と実システムまたは画面イメージが一致しているか。	5					
		誰もが直感的に操作できる分かりやすいU I（インターフェース）になっているか。	10					
	運用保守の考え方	運用時におけるサポート体制とサポート内容が適正なものとなっているか。	10					
	セキュリティ対策	サーバのデータバックアップや、ログ管理を定期的に行っているか。	10					
		安定したシステム稼働を提供するため、データセンターやサーバ等のセキュリティ対策が明確に示されているか。	10					
	実施スケジュール	作業項目及びツールが分かりやすく妥当なものであるか。	10					
	業務実施体制	業務実施体制が十分であり、本業務に参画する社員の実績、資格が十分であるか。	10					
全 120 点×審査員 5 名＝小計 600 点								
客観的評価	要件一覧表		項目数	◎	○	△	×	340
		必須	63	0 点	- 5 点	-10 点	- 20 点	
		推奨	17	20 点	10 点	5 点	0 点	
	提案見積額（構築費用）	満点× <u>（提案価格のうち最低価格）</u> （80 点）（自社の提案価格）						80
	提案見積額（次年度以降保守費用）	満点× <u>（提案価格のうち最低価格）</u> （80 点）（自社の提案価格）						80
小計 500 点								
全体評価 審査員評価 600 点+客観的評価 500 点＝1, 100 点満点			1, 100					